特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名				
40	和光市書	子ども医療費助成に関する事務	基礎項目評価		

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

和光市長

公表日

令和7年10月24日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務				
②事務の概要	和光市子ども医療費助成に関する条例(平成22年条例第9号)による助成対象者の医療費に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査、助成の決定及びその申請等に対する応答に関する事務並びに助成対象者の受給資格の登録に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査及び受給資格証の交付に関する事務。 なお、情報提供ネットワークシステム(他団体との情報連携)を利用するために、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」についても利用する。				
③システムの名称	子ども医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル:	Z Z				
1. 受給者台帳情報ファイル 2	2. 所得情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第 9条第2項 和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の1の項				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	番号法第19条第9号				
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署				
①部署	子どもあんしん部ネウボラ課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
なし					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085				
8. 特定個人情報ファイルの	・ の取扱いに関する問合せ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
連絡先	子どもあんしん部ネウボラ課				
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	16年12月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か		16年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書 施機関については、それ] いぞれ重点項目評値	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
C10 C0 00				
2. 特定個人情報の入手(付	情報提供ネットワーク	システムを通じた	-入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であっ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であっ	ర్]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であっ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర్]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
判断の根拠	た、人手が介在する局面ごとる。 ・個人番号を含む書類やデー ・特定個人情報を含む書類は	に、人為的。 ・タを取り扱う 、施錠できる に情報セキュ	バー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。ま ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じてい う際は複数人によるダブルチェックを行っている。 る書棚等に保管することを徹底している。 ュリティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を実施し、知識の				

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 〈選択肢〉 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・端末の起動において、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御・業務システムには生体認証とID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセス制御・使用者は定期的に確認報告を受けている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	担当部署	和光市役所保健福祉部こども福祉課 こども福祉課長 新坂 達也	和光市役所子どもあんしん部ネウボラ課 ネウボラ課長 鈴木 知子	事後	
平成29年6月14日	取扱いに関する問い合わせ	和光市役所保健福祉部ことも福祉課 手当医 療担当	和光市役所子どもあんしん部ネウホラ課 手当 医療担当	事後	
平成30年5月31日	I-5.評価実施機関における 担当部署	ネウボラ課長 鈴木 知子	ネウボラ課長 結城 浩一郎	事後	
令和1年6月24日	I-5.評価実施機関における 担当部署	ネウボラ課長 結城 浩一郎	ネウボラ課長 斎藤 幸子	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	無	全項目	事後	評価書様式改正
令和2年11月11日	I-5.評価実施機関における 担当部署②所属長	ネウボラ課長 斎藤 幸子	課長	事後	
	Ⅱ-1対象人数	2014/12/2時点	2020/10/1時点	事後	
令和2年11月11日	Ⅱ-2取扱者	2014/12/2時点	2020/10/1時点	事後	
令和2年11月11日	Ⅳ リスク対策 項目5	提供・移転する	提供・移転しない	事後	
令和2年11月11日	Ⅰ-2特定個人情報ファイル名	子ども医療費ファイル	1. 受給者台帳情報ファイル 2. 所得情報ファイル イル	事後	
令和2年11月11日	Ⅱ-3重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和5年10月18日	I −7請求先	和光市役所総務部情報推進課 情報統計担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9092	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085	事後	
令和5年10月18日	Ⅱしきい値判断項目	令和2年10月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月18日	Ⅱ-3重大事故	発生あり	発生なし	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第2項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第2項 和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例 第4条第1項 別表第1の1 の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月8日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	-	十分であるマイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。・個人番号を含む書類やデータを取り扱う際は複数人によるダブルチェックを行っている。・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。・事務取扱者に対し、定期的に情報セキュリティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を実施し、知識の定着と意識啓発を図っている。	事後	新様式対応
	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策十分である・端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス制御・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受けている	事後	新様式対応
令和7年1月8日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年9月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月8日	Ⅰ-4①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和7年1月8日	Ⅰ-4②法令上の根拠	-	番号法第19条第9号	事前	
	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステ	[〇]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	
会和7年1日9日	177 ロスク対等	-	十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月24日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	和光市子ども医療費助成に関する条例(平成22年条例第9号)による助成対象者の医療費に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査、助成の決定及びその申請等に対する応答に関する事務並びに助成対象者の申録をの登録に係る申請等の受理、その申請等の受録に係る事業にのよるの要素をびる数が	和元川子で日本原東助城に関する未物、下級と2年条例第9号)による助成対象者の医療費に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査、助成の決定及びその申請等に対する応答に関する事務並びに助成対象者の受給資格の登録に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査及び受給資格証の交付に関する事務。 なお、情報提供ネットワークシステム(他団体との情報連携)を利用するために、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」について上土田世本と	事後	
令和7年10月24日	1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ③システムの名称	子ども医療システム	子ども医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和7年10月24日	11. 最も優先度が高いと考え	・端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス制御・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受けている	・端末の起動において、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御・業務システムには生体認証とID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセス制御・使用者は定期的に確認報告を受けている	事前	標準化対応